

★ 保険料の納め方

保険料の納付は、【普通徴収（納付書または口座振替）】と【特別徴収（年金からの差し引き）】の2種類があります。【特別徴収】の開始時期は下記のように決まります。【特別徴収】が開始されるまでは【普通徴収（納付書または口座振替）】で納めていただきます。

※ 4月2日～7月1日生まれの人は7月中旬に、7月2日生まれ以降の人は、誕生月の翌月中旬に町より納付書が送付されます

誕生日	誕生日を迎えた年度の 「普」・・・普通徴収（納付書または口座振替）												翌年度の
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4月2日～7月1日				普	普	普	普	普	普	普	普	普	4月から特別徴収開始
7月2日～8月1日					普	普	普	普	普	普	普	普	
8月2日～9月1日						普	普	普	普	普	普	普	
9月2日～10月1日							普	普	普	普	普	普	6月から特別徴収開始
10月2日～11月1日								普	普	普	普	普	
11月2日～12月1日									普	普	普	普	8月から特別徴収開始
12月2日～1月1日										普	普	普	
1月2日～2月1日											普	普	10月から特別徴収開始
2月2日～3月1日												普	
3月2日～4月1日													4月普通徴収・7月から翌年3月まで普通徴収。 特別徴収は、1年後の4月から特別徴収開始

※特別徴収の開始は、年金裁定手続きの遅れ等により遅れる場合があります。なお、他の市町村から転入した場合、所得の更正などにより保険料が変更になった場合も一時的に納付書での納付になる場合があります。



年金が年額18万円以上ある人は、年6回の年金の定期支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）
前年の所得が確定していないため、4・6・8月は前年度2月の保険料と同額を納めます。（1年を通じて天引きされる保険料を平均化するために、6月、8月で納付額を調整する場合があります。）			確定した年間保険料額からすでに収めた仮徴収分（4・6・8月）を差し引いた額を、3回（10・12・2月）に分けて納めます。		